

第5節

計画推進の方策

第1項 公民協働の村づくりの推進

1 住民参画による村づくり

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村には昔から区と呼ばれる自治組織が存在し、地域づくりの基礎を担ってきました。近年、住民のみなさんのニーズの多様化により、目的ごとに新たなコミュニティが形成されてきています。

これまでの村づくりは、行政が中心となってハードを整備してきました。しかし、これからは、今あるものの使い方を考える、ソフト主体に移行していきます。本村では、隠れた資源を再発見するため、そこに住む人はもちろん、本村を訪れた人、本村に住みたいと思っている人たちの知恵を求めています。

< 今後の方向性 >

最近著しい発達を遂げた、情報システムを使った電子会議室やホームページの原村ファン倶楽部により、村づくりに対する多くの声を集めるとともに、むらづくり生涯学習推進体制など、住民のみなさんの意見が実現できる体制の整備を推進します。

国・県とも密接なつながりを持ち、お互いの長所を活かした村づくりを行います。

村づくりの活動を行っている住民の団体には、NPO組織の立ち上げ相談や活動支援、ボランティア総合窓口の充実などを行い、自主的活動が喜びとなる体制を整備します。

コミュニティが自主的な活動により地域づくりに取り組めるよう、おらほうのむらづくり事業や建設資材支給事業などの支援策を実施します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成21年度末現在で、原村むらづくり生涯学習推進委員会には、12の専門部会と1つのプロジェクトが設置されています。
- 平成19年2月、むらづくり生涯学習推進体制の中の専門部会が特定非営利活動法人設立を支援、同年4月に内閣府認証特定非営利活動法人設立。以降2法人が設立され、現在4法人が活動中です。
- 地域が主体となって地域づくりに取り組む区等に対して、おらほうのむらづくり事業や建設資材等支給事業をはじめ、集落行動計画策定や自主防災組織設立などへの人的支援などを行っています。
- 室内区では、平成19年度に集落行動計画を策定し、公園の保全活動、遊休農地などの活用等を実践しています。
- 原村ファン倶楽部の会員数は、平成22年9月末現在で3,000人を超えており、全国各地の会員と原村とのネットワークが形成されています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○これまでの住民参画による村づくりの取り組みを検証するとともに、住民活動団体等の相談窓口の整備を図り、住民が参加しやすい仕組みをつくります。

具体的な施策

①住民のみなさんの声が村づくりに反映する場の整備

- ・これまでの生涯学習による村づくりの取り組みを検証し、実効性のある村づくりの進め方を検討します。
- ・住民のみなさんが中心となって身近な地域づくりを進めることができるよう、集落行動計画の策定を推進するとともに、地域が主体となって行う事業等に対して支援を行います。
- ・インターネットを利用して村づくりについて意見交換ができるよう、電子掲示板「e-村民広場」の見直しと周知を図ります。

②住民活動団体等の相談窓口の整備

- ・自主活動やボランティア活動に対しての相談窓口の整備を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】集落行動計画の策定
 【内容】集落行動計画の策定
 【測定方法】集落行動計画策定地区数

現 状 (平成21年度) 1地区	目標値 (平成27年度) 7地区
------------------------	------------------------

2 生涯学習を基本とした村づくり

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

学習を通じて得た知識や技術を、社会に還元したいという住民のみなさんが増えています。このような住民のみなさんの意識を自己実現の機会にとらえ、原村では村づくりに繋がるシステムを検討してきました。

平成11年度には生涯学習基本構想を策定し、生涯学習の村づくりの指針を示すとともに、平成14年度には原村むらづくり生涯学習推進本部を設置し、学習成果の発現と住民主体の村づくりの機会を提供してきました。むらづくり生涯学習推進本部の中核となる推進委員会は、約100名の住民のみなさんにより構成され、そこで出された提案ごとに専門部会を設立し、理想実現に向けて活動を行っています。現在活動を行っている専門部会には、本村の原風景を保全し、都会との交流をめざす「原村体験ツアー」、環境を保全し生産基盤以外の多面的機能を再発見しようとする「村民の森づくり」「おらほうのセギ普請～水守の衆」、次世代を担う子どもの育成を考える「子どもの交流の広場児童館」「体験発見わたしのむら」「子どもたちの場から文化を生み出す」、循環型社会の構築をめざす「食用廃油を燃料にする会」「地域通貨」、バリアフリー社会の実現をめざす「暮らしやすいおうち応援隊」などがあります。いずれも企画の段階から住民のみなさんが考えたものであり、常に新しい村づくりを模索しています。

< 今後の方向性 >

「住民にできることは住民で、住民だけでできないことは行政に相談して」の基本コンセプトのもと、より多くの方が生涯学習の村づくりに参加できる体制を整備するとともに、各専門部会が自立した運営をできるよう支援します。

住民のみなさんが今後の村づくりを考えると、行政は正確な情報を提供する義務があります。原村では、職員が住民のみなさんの求めにより情報を提供する、100を超えるむらづくり講座を整備しています。職員が住民のみなさんの求めに応じ、情報を提供するためには、職員もまた学ばなければなりません。むらづくり講座は、住民のみなさんと職員がともに学ぶ生涯学習の機会といえます。生涯学習は学習活動であるとともに、村づくりの住民運動です。引き続き、村づくりに住民が参加しやすい環境整備を推進します。



前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 生涯学習専門部会からNPO法人やボランティア団体として活動の場を拡大したものもあります。
- 生涯学習専門部会で発足し、研修、調査、研究し、また事業検証するなかで、休会となったものの、解散したのものもあります。

基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- むらづくり生涯学習推進本部の体制を検証し、あわせて生涯学習による村づくりを再構築します。
- むらづくり講座の促進を図り、生涯学習の創出に努めます。
- 生涯学習は学習活動であるとともに、村づくり住民運動でもありますので、住民が参加しやすい環境整備を推進します。

具体的な施策

- ①むらづくり生涯学習推進体制の充実
 - ・むらづくり生涯学習のあり方や推進体制を検証し、住民運動によるむらづくりを再構築します。
- ②専門部会の再編及び自立支援
 - ・本来の目的を検証し、推進委員会と専門部会の機能分担を図ります。
- ③学習の成果を活かせる機会の提供
 - ・各部会の研究調査の結果を冊子等にまとめ、広く住民に周知します。
- ④むらづくり講座（行政講座）の充実
 - ・住民のニーズに応えられるようメニューの充実を図ります。
- ⑤むらづくり生涯学習の趣旨普及
 - ・広報紙やホームページ、むらづくり講座等を活用して、趣旨の普及に努めます。

施策目標（成果指標）

【項目】 機会の創出
 【内容】 むらづくり講座の利用促進
 【測定方法】 むらづくり講座の派遣回数

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
2回	10回

3 コミュニティ活動の自主的取り組み <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

村内では、各地区を単位に道路の雪かきや福祉ボランティア、子どもの育成、環境衛生などの自治活動や祭、運動会などの地域行事などが行われており、もっとも身近な組織として自治組織が地域の実情に応じた活動を行っています。これらの活動が地域の一員としての自覚を育み、住む人の夢を反映した地域づくりを実現しています。

自治組織は住民のみなさんによる地域づくりの拠点としての役割を担ってきましたが、近年地区活動に参加しない人や、自治組織に加入しない人が増えています。地域の公民館、公園で行われる社会活動や文化活動、祭や運動会は、地域住民に連帯や交流の機会を提供し、地域住民の絆を深めてきました。

< 今後の方向性 >

地域のコミュニティ活動を支援するとともに、交流施設の整備に努めます。また、自治組織の役割を周知することにより加入を促進し、自治組織のない地域には自治組織ができるよう支援します。

今後の村づくりにおいて、自治組織の果たす役割は益々重要度を増しています。また、自治組織と行政の役割分担を明確にするため、集落活動計画策定を支援するなど、住民協働の村づくりを推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 転入手続きの際に、区等への加入を勧めています。また、同意をいただいた転入者の情報は、該当地区へ提供しています。
- 原山地域自治会が平成18年度に設立し、現在、組織の充実や拡大を模索しています。
- 地域コミュニティ事業の支援による公民館等の整備事業を実施しています。
- 室内区では、平成19年度に集落行動計画を策定し、公園の保全活動、遊休農地などの活用等を実践しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 地域コミュニティ活動の支援による交流設備の整備充実を図ります。
- 自治組織の支援と加入者拡充支援を行います。
- 公民協働の村づくり事業を推進します。

具体的な施策

- ①自治組織への加入支援
 - ・転入者に対して、区や自治会への加入を勧め、地区コミュニティ活動への参画を推進します。
- ②集落行動計画の策定支援
 - ・集落行動計画が円滑に策定できるよう、支援します。
- ③コミュニティ活動の推進と支援
 - ・コミュニティ助成金を活用し、地域コミュニティの活発な活動を支援します。
- ④自立的な地域活動に対する支援
 - ・活動に必要な情報提供を行うとともに、おらほうのむらづくり事業や建設資材等支給・環境維持事業などで財政的支援をします。

施策目標（成果指標）

【項目】集落行動計画の策定
 【内容】集落行動計画の策定
 【測定方法】集落行動計画策定地区数

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
1地区	7地区

4 地域通貨に関する検討

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村のような農村地帯にあつては農業が主要な産業であり、そこで得られる産物は主要な生活の糧でした。少ない現金収入ゆえに、さまざまな生活上の課題を地域の共同作業や助け合いによって解決してきました。しかし、地域の枠を越えた経済活動が浸透するに従い、地域におけるふれあいは少なくなり、コミュニティは今崩壊の危機に瀕しています。

昔の原村には鍛冶屋や豆腐屋や駄菓子屋などがあり、地域の人々が生活するうえでは重要な位置を占めていました。しかし、地域を越えた経済活動の中で、多くの業種が消えていきました。

< 今後の方向性 >

地域通貨により地域の絆を深めていこう、という動きが住民のみなさんの中から起ってきたことから、コミュニティの形成と地域経済の活性化を両立する、原村の地域通貨を検討します。また、地域通貨の流通にあわせ、行政を含む自治組織の抱える問題を、自ら解決するためのコミュニティビジネスの創設にも努めます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○地域通貨に関する学習会の開催

- ・平成19年むらづくり生涯学習推進委員会地域通貨専門部会とともに、専門家を招いて4回にわたる学習会を開催しました。

○地域通貨に関する検討委員会の開催

- ・まずは行政の理解が必要とし、学習会参加を役場職員へも呼びかけ、地域通貨専門部会参加を促しました。

○地域通貨流通システムの検討

- ・むらづくり生涯学習推進委員会地域通貨専門部会とともに検討しましたが、行政が地域通貨発行を支援し、税金納入や料金収受として受ける地域通貨とならない限り経済効果を生むものとならないこと、また協賛する方が少ないことから進んでいません。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○住民アンケートの結果では重要度・満足度がいずれも低いことから、検討を中止します。

具体的な施策

施策目標（成果指標）

【項目】 【内容】 【測定方法】	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
	➔	

第2項 広報・広聴活動の推進

1 広報活動の充実

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

総合計画アンケートの「村からの情報伝達手段として今後どのようなものを充実すべきか」という問いに対しては、広報「はら」によるお知らせの充実が28.8%と、最も期待されている広報手段です。

広報「はら」は、活字として住民のみなさんに情報提供する、最も重要で有効な媒体であり、現在は月1回発行しています。全ての住民のみなさんに、楽しくわかりやすく読んでいただけるよう心がけています。

配布方法として、各区に依頼しているほか、より多くの人に読んでいただくため、役場ロビー、図書館など数ヶ所に配置し、持ち帰り可能としています。また、閲覧用として原郵便局・信州諏訪農業協同組合原村支所などで閲覧できるよう定置しています。

< 今後の方向性 >

住民のみなさんから、より多くの意見聴取を実施し、さらに内容の充実、情報の的確性を重視していくとともに、親しまれる紙面づくりを行います。また、紙面の制限などによりお伝えできないものや、情報を迅速にお伝えする場合は、ホームページや有線放送を活用します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成17年度からオールカラーの広報紙となり、今まで以上に見やすくなりました。
- ホームページに広報「はら」を掲載しています。
- 村の行事や健診をはじめとする各種日程等を掲載した「生活総合カレンダー」を作成し、全戸に配布しています。
- 村外の原村出身者に対して、東京・諏訪・岡谷の各郷友会を通じて「広報はら村づくり版」を年2回送付しています。
- 住民アンケートでは、充実すべき情報伝達手段として広報「はら」は39.6%となり、前回の28.8%から10ポイント以上あがりました。
- 平成20年度から、原村に移住を検討している方を対象に、現地見学会（年4回）及び移住出張相談会を開催しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○住民のみなさんに、行政情報等をより正確にわかりやすく伝達するとともに、原村出身者や移住希望者に対して村の情報を発信し、開かれた村づくりを推進します。

具体的な施策

①見やすくわかりやすい広報紙の作成

・わかりやすい言葉使いや、カラー刷りを活かしたデザインやレイアウトに心掛け、より多くの方々に読んでもらえる広報紙をめざします。

②生活総合カレンダーの作成

・村の行事や健診をはじめとする各種日程等を掲載した「生活総合カレンダー」を作成し、全戸に配布します。

③配布物の配布方法や定置場所の検討

・区未加入者に対する配布物の配布方法等について検討します。

④村外者に対する情報発信とPR活動の促進

・村外の原村出身者に対して、郷友会を通じて広報「はら」を年2回配布します。
 ・移住希望者を対象に現地見学会や出張相談会を開催するとともに、ホームページで移住に関する情報提供を行います。

施策目標（成果指標）

【項目】生活総合カレンダーの作成
 【内容】生活総合カレンダーの内容の充実
 【測定方法】生活総合カレンダーの掲載内容

現状
 (平成21年度)
 現行

目標値
 (平成27年度)
 掲載内容の見直し

2 広聴活動の拡充 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

広聴活動は住民のみなさんの意見を村政に反映させ、住民参画の村づくりを進めるうえで、重要な意味を持つものです。住民のみなさんから村へ、村から住民のみなさんへと情報の双方向性を確立するため、「村長と話し合う日」をはじめ、ホームページのパブリックコメント・広報紙などに、より広く意見をいただけるよう心がけています。

現在広聴活動としては、毎月「村長と話し合う日」を実施し、村長が直接住民のみなさんの意見をお聴きする機会を設けています。また、村の計画策定など重要な課題については、各地区をまわり住民懇談会などにより、幅広く住民のみなさんの意見を聴けるよう心がけております。

さらに、ホームページにおいては、パブリックコメント（意見募集）を行い、広報紙によって募集するなどの策を講じています。

< 今後の方向性 >

住民のみなさんが主役の村づくりを実現し、一人ひとりが村づくりの主人公となり、行政を身近に感じ自分の役割を理解する機会が持てるよう、重要な行政課題については、「村民の集い」など開催し、住民が主役の村づくりを推進し、広報・広聴活動の充実を図っていきます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 「村長と話し合う日」を月1回、村長在庁時には「村長室へようこそ事業」を実施するなど、村長と住民が対話できる機会を可能な限り設けています。
- 上記のほか、役場ロビーに「村長への手紙」、ホームページには「村長へのメール」を創設し、住民や住民以外の方からも意見や要望を聴いています。
- 平成21年度に、パブリックコメント手続の実施についての指針を策定し、「村の基本的な政策を定める計画」の策定や“住民に義務を課す”ような条例の制定等にあたっては、住民のみなさんから意見等を募集し、意思決定を行うこととしています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○広聴活動は住民のみなさんの意見を村政に反映させ、住民参画の村づくりを進めるうえで、重要な意味を持つものであることを基本に、現在の「村長と話し合う日」「村長への手紙」「村長へのメール」等を継続実施します。

具体的な施策

①村長との対話の継続

・「村長と話し合う日」や村長在庁時には「村長室へようこそ事業」を実施し、村長と住民が対話できる機会を可能な限り設けます。

②住民のみなさんから生の意見・要望を聴く場の設置

・役場ロビーに「村長への手紙」、ホームページに「村長へのメール」を設置し、住民や住民以外の方からも意見や要望を聴ける機会を充実します。

③住民総参加の村づくりを推進

・「村の基本的な政策を定める計画」や“住民に義務を課す”ような条例を制定する場合は、パブリックコメントを実施し、住民のみなさんの意見等を考慮して意思決定を行います。

施策目標（成果指標）

【項目】村長と話し合う日・村長への手紙

【内容】村への提言や意見の聞き取り件数

【測定方法】予約及び受付件数

現 状
(平成21年度)
46件

目標値
(平成27年度)
50件



第3項 情報ネットワーク活用によるサービス向上と 情報発信による村の活性化

1 有線放送事業の充実 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村の有線放送システムは、村からの身近な伝達手段として毎日お知らせする音声告知放送と村の行事などを映像により紹介するコミュニティCATVサラダチャンネルがあります。

サラダチャンネルは、平成6年にスタジオを構築し、主として村の行事などの映像放送をお送りし、馴染みある番組制作を行っています。しかし、スタジオ構築から10年以上が経過し、放送設備の老朽化とともに、平成23年から全国で始まるデジタル放送に対応するため施設の更新を行う必要があり、多大な経費が予想されます。

< 今後の方向性 >

現在、加入者のみなさんに負担をいただいている運営費の一部について、料金徴収体制の見直しを図り、有線放送システムとして公平な料金徴収をめざします。有線放送事業の合理的運営をめざす中、番組制作の民間委託や、住民参加による身近な番組制作のためのボランティアカメラマンの育成などを検討します。また、住民のみなさんの地域による情報格差の是正のため、ケーブルが設置されていない未施工地区に対し、全村が聴取可能となるよう早期に放送エリアの拡大と幹線設備の拡張を図ります。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 有線放送運営審議会において、アナログ信号をデジタル信号に変換し当面对応するとの結論になっているため、現在、デジタル化は未実施です。老朽化した機器の更新は段階的に行っていく予定です。
- ほとんどのアナログテレビは、コンバータがなくてもサラダチャンネルを視聴することができることから、施設維持費負担金制度の見直しを検討する必要があります。
- 平成17年度から21年度にかけて原山地区ケーブル整備事業を実施したことにより、放送可能エリアが大幅に拡張しました。
- 番組制作の民間委託等について検討した結果、職員が行う以上に経費がかかり合理化につながらないことが判明しました。
- 行政チャンネルのアナログ放送は、期限付きで延長できる見込みとなりました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○行政チャンネルのデジタル化について住民ニーズと必要な経費を把握し、これからの有線放送事業はどうあるべきか検討します。

具体的な施策

- ①行政チャンネルのデジタル化
 - ・住民ニーズを把握したうえで、老朽化した機器の更新も含めた必要性を十分に検討し、方向性を決めます。
- ②施設維持負担金制度の見直しの検討
 - ・公平な受益者負担をめざして、施設維持負担金制度の見直しを検討します。
- ③放送エリア拡大による情報格差の是正と平等な情報提供
 - ・行政情報の周知としての目的で、より多くの方に有線放送を利用していただけるよう加入促進に努めます。
- ④有線放送事業の合理的運営方法の検討
 - ・番組制作の民間委託は職員が行う以上に経費がかかり合理化にならないため、自主運営での合理化対策を探ります。

施策目標（成果指標）

【項目】有線告知放送への加入
 【内容】有線告知放送への加入促進
 【測定方法】有線告知放送への加入世帯数

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
1,777世帯	1,866世帯

2 ホームページを活用した住民サービスの向上

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

自治体のホームページは、住民のみなさんに身近な情報を迅速にお伝えするとともに、全国、世界中に情報発信が可能な、すぐれた情報媒体です。

原村では満足度の高い行政サービスの向上に向け、平成14年度にホームページの全面改訂を行いました。現在の一日平均アクセス数は、改訂前の6倍にのぼる約360件以上のアクセス数があり、夏のトップシーズンは700件を超すこともあり、好評を得ています。

ホームページでは、役場への提出書類をプリントアウトし、都合の良い時に役場に提出できるダウンロード様式を備え、例規の検索や目的に応じた情報検索システムを導入するなど積極的な情報発信を行うとともに、パブリックコメントのコーナーを開設し、住民のみなさんからのご意見や提案・アイデアなどを募集するなど、双方向の情報化を図ることで住民サービスの向上を図っています。

また、福祉や教育についての「気軽にネット相談」や中央公民館・体育館などの「公共施設予約システム」などにより、自宅にいながらにして相談や予約ができるよう、利便性の向上も進めています。

観光面においては、住民のみなさんが企画するイベントなどを積極的に紹介し、住民活動の支援を行うことで、村の活性化にも一定の効果を発揮してきています。

< 今後の方向性 >

ホームページは情報の新しさが重要であることから、各職員に貸与されたパソコンをさらに有効に活用し、住民のみなさんへの情報発信を積極的に行い、行政サービスの向上を図ります。

観光面においては、全国に情報発信可能な重要な媒体であることを認識し、本村の魅力をPRすることで、本村に対する興味を持ってもらうとともに、本村への来訪に結びつけるよう原村ファン倶楽部構想を推進し、ホームページを通じてさらなる村経済の活性化を推進します。



前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成19年3月に村内の店舗や宿泊施設、催しものの情報を掲載したホームページ「はらむら物語り」を開設しました。
- 平成21年4月に村公式ホームページを更新し、閲覧者の利便性の向上を図りました。
- 平成16年1月に発足した「原村ファン倶楽部」の会員（平成22年9月末現在で3,071人）に対して、村内の約70店舗（宿泊施設含む）の賛助会員が会員に特典を提供することにより集客を図っており、村内経済の活性化の一助となっています。

基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- ホームページを活用して、住民のみなさんに行政情報を発信し、村づくりへの住民参加の促進と、行政サービスの向上に努めるとともに、本村の魅力を紹介し村の活性化を図ります。

具体的な施策

- ①最新情報の提供による住民サービスの向上
 - ・最新の行政情報等を発信し、住民サービスの向上を図ります。
- ②ホームページの更新（リニューアル）
 - ・イントラネット機器の保守期間の満了（平成27年3月）までに、ホームページの更新（リニューアル）を行います。

施策目標（成果指標）

【項目】村公式ホームページの閲覧者数	現 状	目標値
【内容】村公式ホームページへのアクセス件数	（平成21年度）	（平成27年度）
【測定方法】村公式ホームページへのアクセス件数（実績）	158,301件	168,000件

3 インターネットを活用した活性化

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

村では、平成14年度に「地域イントラネット基盤施設整備事業」で村の公共施設を高速大容量の光ケーブルでネットワーク化し、電子化に対応した行政サービスを利用できる環境を整備しました。

また、これに併せてホームページを全面改訂し、情報の共有化及び双方向化による住民サービスの向上を図りました。

< 今後の方向性 >

住民基本台帳ネットワークシステムの有効活用と普及をはじめ、総合行政ネットワークサービスを活用した各種電子申請・電子届出や電子申告など、さらなる情報サービスの利便性の向上を図るとともに、住民のみなさんが必要としている情報を積極的に発信し、行政サービスの向上を推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 公的個人認証サービスやeLTAXの利用環境が整い、自宅にしながら税の申告等ができるようになりました。
- 平成17年度から21年度にかけて、上里区の一部と原山地区のほぼ全域に回線ケーブルが敷設されたことにより、情報格差の解消が図られました。
- 平成16年1月に発足した「原村ファン倶楽部」の会員（平成22年9月末現在で3,071人）に対して、毎月1回メールマガジンで村内の話題やイベント情報などを発信しています。
- 地域イントラネットの庁内端末については、平成22年度に指名競争入札方式により更改しました。
- 外部からの侵入を防ぐファイヤーウォールやウイルス対策ソフト等により、情報の安全性を確保しています。
- 平成21年4月にホームページをリニューアルし、住民の皆さんに伝えたい情報や閲覧者が必要な情報をより早く探すことができるよう工夫するとともに、各種申請書のダウンロードができるページを設けて利便性の向上を図る一方で、「気軽にネット相談」や「公共施設予約システム」については、利用が少なかったことから、廃止しました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○インターネットを活用して、情報伝達の迅速化や住民参画の村づくりを推進します。

具体的な施策

- ①インターネットを活用した住民サービスの向上
 - ・インターネットによる緊急情報などの提供について検討します。
- ②インターネットを活用した村づくりの推進
 - ・電子掲示板「はらむらe-村民広場」や「原村ファン倶楽部」のネットワークを活用して、村の活性化に向けての意見や提案等を募集し、施策等に反映します。
 - ・「原村ファン倶楽部」の会員に対して、メールマガジンで村内の話題やイベント情報などを発信し、地域の活性化を推進します。
- ③情報の安全性の確保
 - ・外部からの侵入を防ぐファイヤーウォールやウイルス対策ソフト等により、情報の安全性を確保します。

施策目標（成果指標）

【項目】インターネットによる住民サービスの向上
 【内容】村独自の住民サービスの新設
 【測定方法】村独自の住民サービスの種類

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
0	1

4 住民の情報能力の向上

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

中央公民館では、平成12年度社会参加促進補助金により整備したパソコンを使用し、平成13年度より住民のみなさんを対象としたIT講習会を開催しています。パソコン、インターネット、電子メールの基本操作を内容とした「入門講座」や、高齢者を対象とした「ゆっくり講習」、文書作成などの「ワード講習」、表計算などの「エクセル講習」を行い、IT学習の継続とスキルアップを図っています。また、パソコン活用法や疑問、質問、悩み事に対応した「サポート相談会」を、IT講習指導者ボランティアの協力により開催しています。

学習などの成果を社会で活かしたいという人は多いものの、実際にはその機会が十分に提供されていません。取得した学習成果が、必ずしも実力や知識・技術のレベルの高さを表しているとは限らないこと、また知識・技術の他に、意欲や信用などが求められるため、学習成果の活用支援の中で、すべて保証することは難しい状況であります。

日々進化しているIT社会において、住民のみなさんのITに対する学習要求に対応した支援が求められています。インターネット、メール、ワード、エクセル講習以外の分野（ホームページ、映像処理）についての講習は実施していないため、新しい情報技術の習得、理解には課題が残ります。

< 今後の方向性 >

多様な方法で学習成果の活用を支援するために、機会の開拓、学習グループによる社会参加活動の支援、人材バンクの整備、学習成果の評価の仕組み整備などを行います。

実用性があり、かつ専門的で高度な内容に対応するため、民間業者と競合することのない講座も開設します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 住民向けのIT基礎講座は公民館で継続して実施しています。
- ワード、エクセルを中心としたステップアップ講座をはじめ、デジタルカメラの講座も実施しています。
- 講座受講者のフォローアップの機会としてITサポート相談会を実施しています。
- 講習会の環境整備として、パソコン機器をはじめOS、アプリケーションの更改を行いました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○それぞれの技能の応じた講座を開催し、技能の習得とスキルアップを図るとともに、講座受講者のフォローアップの機会を提供します。

具体的な施策

- ①地域づくり・人づくりを前提としたICT講座の開催
 - ・ICT基礎的技能習得のためインターネット、メール等の講座を開催します。
- ②修得した技能を活用し、発展的な学習や利用ができる講座の開催
 - ・基礎技能を習得した後の発展的な学習機会としてワード、エクセル、デジカメによる画像処理、ブログ等の講座を開催します。
- ③講座終了後の学習継続性と技能向上をねらいとしたサポート体制の設置
 - ・講座受講者のフォローアップの機会としてサポート相談会体制の充実を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】ICT関連の学習機会の提供
 【内容】公民館パソコン講座の実施
 【測定方法】講座の開催回数

現 状 (平成21年度) 52回	目標値 (平成27年度) 60回
------------------------	------------------------

第4項 情報の公開と個人情報の保護

1 情報の公開 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村が保有する情報を積極的に公開することで、村政に対する住民のみなさんの理解を深めてもらうとともに、住民のみなさんの知る権利を保障し、村としての説明責任を果たすことを目的に、平成11年3月に「原村公文書公開条例」を制定しました。

住民のみなさんの生活意識や価値観が多様化していく中で行政は最大のサービス業と考え、いわゆる「お役所仕事」からの脱却をめざし、親切で明るい役場となるよう取り組みを進めています。

< 今後の方向性 >

行政への住民参画をさらに進めるためには、的確な情報の公開が必要となることから、広報紙やサラダチャンネル、有線放送といった情報伝達手段を有効に活用するとともに、プライバシー保護に留意しながら、住民のみなさんからの情報公開の求めに迅速かつ適切な対応による情報公開を行い、ガラス張りの行政を実現します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 情報公開制度にのっとり公開のほか、各担当課においての判断で申請等なくても開示できるものについては、可能な限り公開しています。
- 加除式の文書保存目録を廃止し、文書保存管理システムを導入したことにより、文書の保存や検索が以前に比べて容易になりました。
- 文書の保存形式は綴り単位のため、情報公開に支障をきたすおそれがあることから、迅速に公開できる文書保存形式を検討しています。
- 各種計画や主要施策の内容や進捗状況などを、広報紙や有線放送、ホームページ等を活用して公表しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○公文書公開条例（情報公開制度）による住民のみなさんからの情報公開の求めに迅速かつ適切な対応による情報公開はもとより、役場が所有している情報について個人情報等に配慮しつつ、住民のみなさんにお知らせできる基準づくりが必要と考えます。

具体的な施策

①情報公開制度の周知徹底

- ・住民のみなさんの知る権利を保障するために、情報公開制度に基づき各担当課において公開できる内容のものについては、公開します。

②情報の整理と電子化の積極的推進

- ・迅速な公開に対応できる文書の保存形式を検討します。

③ガラス張りの行政と住民参画の推進

- ・各種計画や主要施策の内容や進捗状況などを広報紙や有線放送、ホームページ等で公表します。

施策目標（成果指標）

【項目】 公文書公開制度による公開状況

【内容】 公文書公開制度による公開請求件数

【測定方法】 公文書公開制度による公開請求件数

現 状
(平成21年度)
0件

目標値
(平成27年度)
3件



2 個人情報の保護

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

高度情報通信社会の進展により拡大する個人情報の利用については、その有用性に配慮しつつ、個人の権利及び利益を保護するため、適切な管理と保護対策に努める必要があります。住民のみなさんからお預かりしている個人情報については、平成13年2月に「原村個人情報保護条例」を制定しました。

< 今後の方向性 >

個人情報保護条例に基づき個人の権利、利益を保護し、人格尊重を基本に個人情報の慎重かつ適正な取り扱いができる体制の整備を図ります。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 個人情報の取り扱いにあたっては、原村個人情報保護条例、同施行規則、個人情報保護事務取扱要領、原村行政情報セキュリティポリシー（平成15年4月作成）等に基づいて、適正かつ円滑な管理・運営に努めています。
- 個人情報取扱事務届出書（開始・変更・廃止）の告示、閲覧及び公表は毎年度行っています。
- 平成22年度から、全職員を対象に「セキュリティ研修会」を開催し、意識の高揚を図っています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○個人情報の適正な管理・運営を推進するとともに、個人情報に対する職員の意識の向上を図ります。

具体的な施策

①個人情報の適正な管理・運営の推進

- ・原村行政情報セキュリティポリシーの見直しと、情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）の作成を行い、適正な管理・運営に努めます。
- ・全職員を対象とした「セキュリティ研修会」を毎年度開催し、情報セキュリティに対する意識の向上を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】情報セキュリティに対する意識の向上
 【内容】セキュリティ研修会の開催
 【測定方法】セキュリティ研修会の開催回数（年間）

現 状
 （平成21年度）
 0回

目標値
 （平成27年度）
 1回



第5項 広域行政の推進

1 広域行政による統一のとれた活性化

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

近年、道路交通網の整備、高度情報化、ライフスタイルの多様化に伴い、住民サービスの向上、地域経済の活性化など、多様な課題に広域的な対応が求められています。

こうした中、諏訪圏域の市町村が個性あふれるまちづくりを進めるとともに、圏域の一体的な発展のため、機能分担や連携を強化し、人と自然が調和した魅力ある圏域づくりをめざし、広域的施策のさらなる展開が必要となっています。

これまで、地理的、歴史的に結びつきがあり、一体的な経済圏を形成している諏訪圏域で、諏訪地域ふるさと市町村圏計画が策定され、諏訪圏域の将来像を定めるとともに、現状と課題の分析から施策の展開を図り、活性化の大綱が示されています。また、圏域で一体的に取り組んだ「諏訪ナンバー」が平成18年10月に導入されます。

< 今後の方向性 >

広域行政による諏訪圏域の活性化の必要性はますます高まると考えられるため、国・県及び諏訪圏域の自治体との機能分担と施策の連携を図りながら、広域的な交通体系の整備、生活基盤の整備、農業の振興、商工業の振興、観光資源の利用、広域的な情報ネットワークの構築など、圏域が一体となって活性化を進めていきます。それとともに、新たな自治体間協力と調整のあり方を模索し、地域の特性を活かした機能分担を図りつつ、文化施設の整備などにおいて6市町村統一のとれた合理的な整備を進め、住民サービスの更なる向上のため広域的課題に対し積極的に取り組みます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 中央東線の利便性の向上及び高速化の実現に向けて、中央東線沿線及び利用圏域の自治体並びに関係団体で「中央東線高速化促進期成同盟会」を組織し、目標実現に向けて運動を展開しています。
- リニア中央新幹線建設促進諏訪地区期成同盟会が中心となって県や上伊那地区の期成同盟会、諏訪地区商工団体リニア駅建設促進同盟会と連携を図りながら早期建設と駅設置実現に向けて取り組んでいます。
- これまでの諏訪地方観光連盟に加え、平成21年度に長野・山梨両県、原村、富士見町及び北杜市で「八ヶ岳観光圏整備促進協議会」を設立し、八ヶ岳観光圏の観光振興に取り組んでいます。
- 諏訪郡市国道20号改修・バイパス建設促進期成同盟会において、国道20号改修・バイパスの早期建設を働きかけています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○諏訪圏域の活性化を図るうえで、関係自治体相互の連携は不可欠です。このことから、国・県及び関係自治体との機能分担と施策の連携により交通体系や生活基盤、農業振興、商工業の振興、観光振興、広域的な情報ネットワークの構築などを広域的に進めます。

具体的な施策

①中央東線高速化の促進

・「中央東線高速化促進期成同盟会」と連携して、中央東線の高速化と利便性の向上を図ります。

②広域的な観光振興の展開

・「八ヶ岳観光圏整備促進協議会」と連携して、八ヶ岳観光圏の観光振興を図ります。

③諏訪圏域内幹線道路の一体的な整備の促進

・諏訪郡市国道20号改修・バイパス建設促進期成同盟会を通じて、国道20号改修・バイパスの早期建設を働きかけます。

施策目標（成果指標）

【項目】広域的な観光振興の展開

【内容】原村の観光客数

【測定方法】長野県観光入込客統計（原村分）

現状
（平成21年度）

205,400人

目標値
（平成27年度）

210,000人

2 広域行政による効率的な行政運営 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

諏訪地域は長い間一体的な生活圏・経済圏を形成し、広域的施策も数多く実施してきました。これからも住民のみなさんの生活圏や経済圏は、行政区域を越えて拡大の傾向にあることから、広域行政により近隣市町村との連携を密に持つとともに、効率的な行財政運営が図れるよう相互に協力していく必要があります。

現在、諏訪圏域の6市町村では、諏訪広域連合を組織するなど各種業務を共同処理し、合理的な運営に心がけています。原村は、広域行政事務について一部事務組合もしくは広域連合という形で参画していますが、その組合などを設立した際の趣旨や精神に基づき、広域行政による共通の基盤を維持しながら公平な運営を推進することが重要です。

< 今後の方向性 >

今後は、それぞれの市町村が処理している各種事務の中で、単独で処理するより広域的に処理することが合理的で望ましい事務について調査研究し、事務処理の効率化、合理化を追求します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 諏訪地域行政情報化推進委員会（システム管理責任者会、6部会23分科会含む）において、電算処理業務全般にわたって事務処理の共同化を推進しています。
- 現在、諏訪広域消防体制の一元化について検討していますが、それ以外の再編・統合については検討が行われていません。
- 新たな広域共同処理が必要な事務については、諏訪地域行政情報化推進委員会で調査研究を行っています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○それぞれの市町村が処理している各種事務の中で、共同処理が可能な事務についての調査研究を行い、合理化及び効率化を図ります。

具体的な施策

①事務処理の共同化の推進

- ・ 諏訪地域行政情報化推進委員会（システム管理責任者会、6部会23分科会含む）において、調査研究を行い、事務処理の共同化を推進します。

②効率的な組織運営のための調査研究

- ・ 諏訪広域消防体制の一元化に向けて検討します。

施策目標（成果指標）

【項目】 効率的な組織運営のための調査研究
 【内容】 諏訪広域消防体制の一元化
 【測定方法】 諏訪広域消防体制の整備状況

現状
 (平成21年度)
 未整備

目標値
 (平成27年度)
 整備



第6項 行政運営の改革と効率化

1 組織機構の改革

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

平成15年12月、原村は合併問題の住民アンケート調査において自律の村づくりを選択しました。行財政運営の厳しい中、住民の選択した村づくりを実現していくことは、行政の責務であります。このため平成16年に作成した行財政改革プログラムにおいては、平成29年度までに職員数20%の削減を目標としています。

組織機構改革は、限られた職員体制で効率的な業務執行を推進し、住民サービスの維持向上を図るうえで避けて通れない重要な課題であります。

< 今後の方向性 >

組織機構改革により職員の削減を補うとともに、住民のみなさんに行政サービスを受ける面でわかりやすく親しみやすい組織とし、関連する業務の窓口が1ヶ所に集約されるワンストップサービスを完成させ、住民の利便性の向上を図られる組織の再編を推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 5課25係体制をめざしていますが、地方自治法の改正により会計管理者の設置等があり、思うような削減ができていません。
- 平成19年度より生活係を医療給付係とし、医療費特別給付金の申請窓口を福祉センターから役場に移行し、住民の利便性の向上を図りました。
- 地域イントラネット機器の更改により、全職員への即時通知やホームページの即日公開が可能となりました。
- 転入転出届、死亡届などを受付する際には、届出に関連する担当課の職員が受付窓口に出向いて手続きを行っています。なお、許認可等の申請書類で内容確認を要する業務については、ワンストップサービスの対象外としています。
- 村づくり寄り合い所において、これ以上職員数の削減を行うべきではない、との意見が出されました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○課及び職員の削減については、事業は拡大しつつ人員の削減は限界にきていることから、単独事業等の削減について住民の皆さんから意見をお聞きする中で対応します。

具体的な施策

①住民の利便性が図られる組織の再編

- ・人員削減と事業の見直しを一体的に考え、住民サービスの低下を招かないよう柔軟な組織の見直しを進めます。
- ・緊急時等に課を超えた応援態勢がとれるよう、横のつながりも強化します。

②事務処理・意思決定の迅速化

- ・事務処理や意思決定が迅速化に行えるよう検討し、できることから実施します。

③効率的な窓口体制の構築

- ・来庁者の負担軽減となるような窓口体制をめざします。

施策目標（成果指標）

【項目】組織の再編

【内容】組織の見直し

【測定方法】原村課設置条例及び原村組織規則による

現状
(平成21年度)
11課25係

目標値
(平成27年度)
再編



2 人事管理と職員能力の向上

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

地方分権の進展とともに村の真価が問われる時代となり、職員自らの責任と工夫による個性ある村づくりを自主的・主体的に推進することが求められています。

総合計画アンケート結果に表れているように、行財政改革において必要であると考えていることの中で、職員の資質向上を求める声や村の仕事の合理化・効率化を望む声が大変多い現状です。

< 今後の方向性 >

職員研修により能力ある職員を育てながら意識改革を進めるとともに、人事評価制度を導入し、年功序列を改め、やる気のある職員を育て、少数精鋭の職員体制を整備することで、行政のスリム化と住民サービスのさらなる向上をめざします。

また、職員定数についても適正な管理が必要であり、事務事業の整理統合、簡素化、効率化や柔軟な業務執行体制を確立します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 職員の勤務成績を評価し、6月及び12月の勤勉手当に反映しています。
- 係長以上の職は任用とし、年功序列主義からの脱却に努めています。
- 各種職員研修の機会を増やし、職員の資質向上に取り組んでいます。特に、保育士については、茅野市及び富士見町と人事交流を実施しています。
- 職員数は、平成9年度出向者及び派遣者を含め142人から、118人（24人減・17%減）に削減しました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○行政のスリム化が求められる中で、事業の縮減については思うように進展していないことから、事業の見直し等行いさらなる向上をめざします。

具体的な施策

- ①人事評価制度を取り入れた、年功序列主義から能力主義への転換
 - ・人事評価シートを導入し、職員の勤務成績を客観的に評価できる体制づくりを進めます。
- ②「原村人材育成基本方針」による職員づくり
 - ・職場において積極的・意欲的に仕事に取り組み、全体の奉仕者たる公務員倫理と幅広い識見を身につけた職員を育成します。
- ③計画的及び柔軟に対応できる定員管理と事務事業の整理統合
 - ・新たな行政サービスと住民サービスの充実及び職員数とのバランスを考慮し検討します。
 - ・組織内の横のつながりを強化し、相互の応援態勢を整備します。
- ④自治体間の人事交流
 - ・保育士に加え、専門職でもある消防職員についても人事交流を実施します。

施策目標（成果指標）

【項目】各種研修会への出席件数
 【内容】各種研修会への出席者数
 【測定方法】各種研修会への延出席者数

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
138人	150人

3 事務内容の合理化 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

限られた財源の中、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくため、行財政改革プログラムの見直しを行い、既存の事務事業について行政評価システムにより改めてその必要性、効果を検討します。また、施策の統合や重点化を図り、従来の経緯にとらわれることなく費用対効果、住民間の公平性の観点から積極的に見直しを進めていきます。

< 今後の方向性 >

身近な行政サービスを提供する基礎的な自治体として、住民のみなさんと行政との役割分担の見直しや、公民協働の村づくりを進めます。

施設の活用については、住民のみなさんの意見を取り入れながら、住民ニーズに即した活用方法を検討していきます。住民のみなさんにとって効率的かつ効果的な業務運営を行い、経費削減を図る一方、民間委託や指定管理者制度の活用などにより、経費節減だけでなく住民のみなさんにとって使いやすい業務運営を行います。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 第4次原村総合計画後期基本計画の策定に合わせて、平成16年度に策定した原村行政改革大綱（第3次）及び行財政改革プログラムの見直しを行っています。
- 平成18年度に指定管理者制度を導入し、6施設（縦の木荘、もみの湯、テニスコート、屋内ゲートボール場、八ヶ岳自然文化園、歴史民俗資料館<八ヶ岳美術館>）の管理を2者に委任しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○原村行政改革大綱（第3次）及び行財政改革プログラム（改訂版）に基づいて行財政改革を推進するとともに、行政評価システムを導入し、進行管理を行います。

具体的な施策

①原村行政改革大綱（第3次）の推進

- ・原村行政改革大綱（第3次）及び行財政改革プログラム（改訂版）に基づいて、事務事業等の合理化を進めます。

②行政評価システムの導入

- ・行政評価システムを試験導入し、毎年度進行管理を行い、平成28年度正式導入をめざします。

③指定管理者制度による管理運営の委任と評価

- ・6施設（縦の木荘、もみの湯、テニスコート、屋内ゲートボール場、八ヶ岳自然文化園、歴史民俗資料館＜八ヶ岳美術館＞）の管理運営を委任するとともに、毎年度評価を行いサービス向上と管理運営経費の削減を図ります。
- ・その他の施設についても管理運営の委任を検討します。

施策目標（成果指標）

【項目】行政評価の実施

【内容】行政評価システムによる行政評価の実施

【測定方法】行政評価システムによる行政評価の実施状況

現 状
(平成21年度)
未実施

目標値
(平成27年度)
実施
(試験導入)



第7項 適正な財政運営の確保

1 税源の確保と公平な課税

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

バブル景気後の不況が底をつき、景気回復の兆しが見えてきていますが、村税を取りまく情勢は依然として厳しいものがあります。

村税は、個人住民税が3割弱、固定資産税が約6割を占めています。しかし、個人住民税のうち8割を占める給与所得は、企業のコスト削減により依然として低く押えられています。固定資産税も、土地価格の下落傾向が緩やかになっているものの低迷しており、家屋の新築件数も減少しているなか、伸びは期待できる状況にありません。

国からの税源委譲による住民税率の改正、所得控除の圧縮、特別減税の廃止など、地方税法改正による住民税の増加のほか、企業業績の回復による法人税および設備投資の増加による固定資産税（償却資産分）の伸びが予想されます。

原村の徴収率は、平成12年度に91.79%と過去最低となりましたが、平成16年度には94.59%（現年課税分98.90%）まで回復してきました。

< 今後の方向性 >

自主財源の柱である村税を確保していくため、適正な課税に努め、料金徴収担当課を含め近隣市町、県、国との連携を取りながら、効率的で公平な徴収を行います。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 村税の収納率は、平成19年度をピークに減少しています。
（H19年度 95.6%、H20年度 95.4%、H21年度 95.0%）
- 村税の課税額も平成20年度をピークに減少しています。
（H20年度 9億700万円、H21年度 8億8,500万円）
- 家屋の課税データと土地家屋現況図との照合等により未評価建物を把握し、随時課税評価をしています。
- 新たな滞納者を増やさないために、現年分の未納者を中心に電話等により納付を促しています。
- 県と協力して大口滞納案件の調査を実施しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○今後においても、納税の公平性の観点から適切な収納に努めます。

具体的な施策

- ①小中学校における税教育の推進
 - ・小中学校で毎年租税教室を開催し、納税の啓発を推進します。
- ②未評価建物の調査、課税評価の実施
 - ・未評価建物の調査、課税評価を実施します。
- ③適切な滞納整理の実施
 - ・現年度収納率の向上のため、電話等による滞納整理を実施します。
 - ・長野県地方税滞納整理機構を活用し、大口滞納案件の解消に努めます。
 - ・滞納者との連絡を密にして、収納を促進します。

施策目標（成果指標）

【項目】納税の実施に向けた情報発信及び啓発
 【内容】収納率の向上
 【測定方法】収入税額の収納実績

現 状 (平成21年度)	目 標 値 (平成27年度)
収 納 率 95%	収 納 率 96%以上

2 時代に適応した効率的な財政運営の推進 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村の財政状況について、過去10年間の決算額の推移でみると、農業基盤整備事業や道路整備事業などの公共事業の完了や事業費の縮小により、普通会計における平成13年度以降の歳出決算額は40億円を下回り、さらに行財政改革による歳出削減策の実施により、財政規模は縮小傾向にあります。

自主財源の乏しい本村では、平成16年度決算額において、歳入の60%を地方交付税や国・県支出金、地方譲与税などの依存財源が占め、自主財源の比率は40%となっています。なかでも歳入の37%を占める地方交付税については、段階補正や寒冷地補正などの見直しなどにより、振替措置である臨時財政対策債を加えても、ピーク時の平成10年度と比較すると約4億円、率にして19%減少しています。

< 今後の方向性 >

三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲などにより、村税収入は住民税を中心に伸びることが予想されます。しかし、地方交付税の減少や補助事業の削減などにより、安定した収入が見込めない状況にあります。さらに、歳出面では高齢社会の進行による扶助費などの増加のほか、制度に基づく事務・事業の移譲などにより、厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このような財政状況において、可能な限り住民ニーズを反映した施策を実現するためには、必要性・緊急性などを踏まえ、事務・事業の再点検を行うとともに、簡素で効率的な行財政運営に努める必要があります。また、財政運営の透明性を図るため、住民のみなさんに分かりやすいかたちで、情報の提供を行います。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 市町村の財政状況の悪化、破たんを契機として平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が公布され、4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の公表が義務付けられました。
- 平成19年9月の「原村長期継続契約とする契約を定める条例」の施行に伴い、施設の維持管理等の一部について削減できました。
- 課題となっていた公共施設の耐震化事業や施設改修工事などは、国の地域活性化交付金等を活用し順調に対処することができました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 経常経費の抑制や効率的な財政運営を進めることで、可能な限り政策的経費の捻出に努めます。
- 財源の多くを地方交付税に依存していることを踏まえ、歳入状況を的確に把握し、弾力的・効率的な予算措置と執行に努めます。
- 財政運営の透明性を図るため、今後もわかりやすい財政情報の提供を進めます。

具体的な施策

- ① 行財政改革プログラム（改訂版）に即した経費節減策の推進
 - ・ 効率的な財政運営と経常経費の削減に努めます。
- ② 計画実現に向けた弾力的・効率的な財政運営の展開
 - ・ 総合計画・実施計画などの施策実現のため、弾力的な予算措置と効率的な執行を図ります。
- ③ 財政情報の提供と財政運営の透明性の確保
 - ・ 広報紙やホームページ、説明書等を通じて予算・決算、財政分析などの情報をわかりやすく提供します。
- ④ 事務・事業の検証による適正な予算配分の推進
 - ・ 事業効果等の検証・見直しを進めるとともに、新たな課題にたいしては積極的な予算措置を講じます。

施策目標（成果指標）

- 【項目】 経常収支比率
- 【内容】 財政構造の弾力性を示す指標
- 【測定方法】 国の算定基準による。

現 状	目標値
(平成21年度) 78.9%	(平成27年度) 82%以下

3 財政の基盤強化と計画的な財政運営の推進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

財政事情を示す目安として、「財政力指数」「起債制限比率」「経常収支比率」の三つの指標があります。

財政力指数は、自主財源に乏しいこともあり低めではあります。しかし、平成14年度には3割を超え、その後も増加傾向にあります。また、起債制限比率については、借入金の繰上償還や大規模事業などの完了により、平成16年度では7.3%と、比較的低い数値となっています。経常収支比率は、財政の弾力性があるかどうかの目安にしています。村税や地方交付税などの一般財源収入が、依然低迷または落ち込んでいるのに対し、人件費や償還金などの経常的な支出は容易に減らすことができず、投資的な経費の割合の減少とともに、財政の硬直化が進んでいます。

財政指標やバランスシートなどにより県下の町村や全国類似団体と比較すると、原村の財政状況は相対的に健全に推移しているとはいえ、経常収支比率の悪化は必要な公共事業さえもできなくなるという危惧さえあります。

< 今後の方向性 >

地方分権時代に対応した、自主性・弾力性のある財政運営を推し進めるためには、経常的経費の削減はもとより、村税を中心とした自主財源の確保による財政基盤の強化を図るとともに、中長期的な視点に立ち、行政改革プログラムに掲げる各種事業評価と見直しを進め、計画的な財政運営を行います。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成18年に地方行革新指針が公表され、新地方公会計制度による財務書類4表の作成・活用を進めることとなりました。これにより町村では平成23年度を目途に策定することになります。
- 公債費の減少や人件費の削減に伴い、課題となっていた経常収支比率は改善されましたが、住民の高齢化や子育て支援などにより扶助費等は増加傾向にあります。
- 公有財産の電子化を進めており、売却可能資産について検討を行いました。
- 景気の低迷により地方交付税の財源不足が生じ、振替措置の臨時財政対策債が増額となりましたが、償還期間の短縮、借入額の抑制により、後年度負担を可能な限り抑えています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 課税客体の把握に努め、村税負担の適正化を図ります。
- 公有財産台帳の整備を進め、村有地の有効な活用を検討します。
- 村債の借入れなど将来負担を伴うものは、可能な限り抑制に努めます。
- 中長期的に安定した財政運営をめざします。

具体的な施策

- ①村税負担の適正化と収納率向上対策の実施
 - ・家屋の捕捉漏れ調査に基づく家屋評価を実施します。また、滞納者との連絡を密にして収納率の向上を図ります。
- ②受益者負担の原則に基づく使用料・手数料などの適正化
 - ・近隣市町の状況等を踏まえながら適正な料金等の設定に努めます。
- ③遊休村有地の活用方法や売却の検討
 - ・遊休地の賃貸等による活用方法や財政状況・地価動向を踏まえた売却を検討します。
- ④村債の計画的な借入れと公債費負担の抑制
 - ・臨時財政対策債を含め計画的な借入れと償還期間の短縮等により後年度負担の抑制を図ります。
- ⑤財政分析と中長期的な計画に基づく安定した財政運営の実施
 - ・全国類似団体や県内市町村における各種指標や財政健全化法に基づく比率等を基に財政分析を進めます。
 - ・新公会計制度による財務4表の作成に努め、これらの活用により安定した財政運営をめざします。

施策目標（成果指標）

<p>【項目】健全化判断比率（実質公債費比率）</p> <p>【内容】村・一部事務組合・広域連合を含めた公債費負担の割合</p> <p>【測定方法】財政健全化法に基づく算定</p>	<p>現 状 （平成21年度） 12.8%</p>	<p>目標値 （平成27年度） 12%以下</p>
--	-----------------------------------	-----------------------------------

